

## 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の一部改正（案）からの主な変更点

No.	変更箇所	成案	原案（パブリックコメント）
1	第 2 部の 2	流通分野において公正かつ自由な競争が促進されるためには、各流通段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であり、流通業者間の競争とメーカー間の競争のいずれか一方が確保されていれば他方が <u>失われた</u> としても実現できるというものではない。	流通分野において公正かつ自由な競争が促進されるためには、各流通段階において公正かつ自由な競争が確保されていることが必要であり、流通業者間の競争とメーカー間の競争のいずれか一方が確保されていれば他方が <u>減少・消滅</u> したとしても実現できるというものではない。
2	第 2 部の 3 (2) ア	流通業者は、他の流通業者がメーカーの商品について販売前に実施する販売促進活動によって需要が喚起されている場合、自ら販売促進活動を行うことなく当該商品を販売することができる。このような場合に、いずれの流通業者も、自ら費用をかけて積極的な販売促進活動を行わなくなり、結果として、いずれの流通業者も、自ら費用をかけて積極的な販売促進活動を行わなくなり、 <u>本来であれば当該商品を購入したであろう消費者が購入しない状況に至ることがあり得る。</u>	流通業者は、他の流通業者がメーカーの商品について販売前に実施する販売促進活動によって需要が喚起されている場合、自ら販売促進活動を行うことなく当該商品を販売することができる。このような場合に、いずれの流通業者も、自ら費用をかけて積極的な販売促進活動を行わなくなり、結果として、いずれの流通業者も、自ら費用をかけて積極的な販売促進活動を行わなくなり、 <u>結果として、メーカーが期待した売上げを実現できなくなる。</u>
3	第 2 部の 3 (3)	再販売価格維持行為は、通常、競争阻害効果が大きく、 <u>原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である。</u>	再販売価格維持行為は、通常、競争阻害効果が大きい <u>ことに配慮する必要がある。</u>
4	第 2 部 (注 3) (原案においては 第 2 部 (注 7))	例えば、メーカーによる流通業者の販売地域に関する制限においては、通信販売事業者による当該地域における対象商品の販売や他の地域に所在する流通業者による販売が可能な場合には、これらの競争圧力の程度等も考慮する。 <u>「当該商品の価格が維持されるおそれがある場合」に当たるかどうかは、上記(1)の適法・違法性判断基準に従って判断することになる。例えば、市場が寡占的であったり、ブランドごとの製品差</u>	例えば、メーカーによる流通業者の販売地域に関する制限においては、通信販売 <u>を行う事業者による</u> 当該地域における対象商品の販売や他の地域に所在する流通業者による販売が可能な場合には、これらの競争圧力の程度等も考慮する。

		<u>別化が進んでいて、ブランド間競争が十分に機能しにくい状況の下で、市場における有力なメーカー（注4）によって厳格な地域制限（後記第2の3(1)参照）が行われると、当該ブランドの商品をめぐる価格競争が阻害され、当該商品の価格が維持されるおそれが生じることとなる。</u>	
5	第2部第1の2(1)	すなわち、再販売価格の拘束は、流通業者間の価格競争を減少・消滅させることになることから、通常、競争阻害効果が大きく、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である。	すなわち、再販売価格の拘束は、流通業者間の価格競争を減少・消滅させることになることから、通常、 <u>非価格制限行為に比べ競争阻害効果が大きく</u> 、原則として公正な競争を阻害するおそれのある行為である。
6	第2部第1の3	メーカーが単に自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格、販売先等の調査（「流通調査」）を行うことは、当該メーカーの示した価格で販売しない場合に当該流通業者に対して出荷停止等の経済上の不利益を課す、又は課す旨を通知・示唆する等の流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならない。	メーカーが単に自社の商品を取り扱う流通業者の実際の販売価格、販売先等の調査（「流通調査」）を行うことは、当該メーカーの示した価格で販売しない場合に当該流通業者に対して出荷停止等の経済上の不利益を課し、又は課す旨を通知・示唆する等の流通業者の販売価格に関する制限を伴うものでない限り、通常、問題とはならない。
7	第2部第2の5	商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者の <u>利益</u> の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、 <u>当該商品の取扱いを希望する他の流通業者</u> に対しても同等の基準が適用される場合には、たとえメーカーが選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者等が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかつたとしても、通常、問題とはならない。	商品を取り扱う流通業者に関して設定される基準が、当該商品の品質の保持、適切な使用の確保等、消費者にとっての <u>利便性</u> の観点からそれなりの合理的な理由に基づくものと認められ、かつ、 <u>他の取扱いを希望する流通業者</u> に対しても同等の基準が適用される場合には、たとえメーカーが選択的流通を採用した結果として、特定の安売り業者が基準を満たさず、当該商品を取り扱うことができなかつたとしても、通常、問題とはならない。
8	第2部第2の6(2)	メーカーが小売業者に対して、販売方法（販売価格、販売地域及び販売先に関するものを除く。）を制限することは、商	メーカーが小売業者に対して、販売方法（販売価格、販売地域及び販売先に関するものを除く。）を制限することは、商

	<p>品の安全性の確保, 品質の保持, 商標の信用の維持等, 当該商品の適切な販売のための<u>それなり</u>の合理的な理由が認められ, かつ, 他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられている場合には, それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。</p>	<p>品の安全性の確保, 品質の保持, 商標の信用の維持等, 当該商品の適切な販売のための合理的な理由が認められ, かつ, 他の取引先小売業者に対しても同等の条件が課せられている場合には, それ自体は独占禁止法上問題となるものではない。</p>
--	--	--

(※) このほか, 技術的修正を行っております。